

6ス参地第14号
令和7年1月24日

各都道府県私立学校主管課長 殿

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
廣田美香

令和7年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）
の事業計画の募集について（通知）

平素より私立学校における学校体育諸施設の整備充実にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

この調査は、私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）の令和7年度当初予算における事業計画の募集を行うものです。つきましては、下記のとおりとしますので、国庫補助事業の処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、令和6年度事業より、学校水泳プール新改築事業について、一般開放の要件を緩和しましたのでご検討をお願いいたします。

なお、標記補助金については、令和7年度予算の成立をもって、予算額の範囲内で交付の決定を行うこととしている旨、あらかじめ申し添えます。

記

1 国庫補助事業の事務処理方針

各都道府県私立学校主管課は、「令和7年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）事務処理方針（別紙1）」に基づき、国庫補助事業の対象となる事業について選定し、スポーツ庁に提出願います。

2 事業計画書の提出等

- (1) 提出期限 令和7年3月6日（木）
- (2) 提出資料及び部数

「事業計画書作成要領（別紙2）」により作成してください。なお、説明聴取は実施しないので、貴都道府県において内容等を十分に精査願います。また、該当の無い場合もその旨メールにて回答願います。

＜今後のスケジュール（案）＞

- | | |
|------------------------|--------------|
| ➤ 令和7年度交付申請希望調査<スポーツ庁> | 1月24日 ← 今回依頼 |
| ➤ 調査回答<設置者> | 3月6日 |
| ➤ 内定・交付申請書の提出依頼<スポーツ庁> | 4月下旬 |
| ➤ 交付申請書の提出<設置者> | 5月中旬 |
| ➤ 交付決定<スポーツ庁> | 6月上旬 |

3 留意事項

- 補助対象事業については、補助金の交付内定を受けた後に事業に着手し（施工業者との契約を含む）、原則、当該年度の3月31日までに対象の建物等の引き渡しを受ける事業とする。
（単年度事業のみを対象とする。）

なお、以下の事業は補助対象外とする。

- 令和6年度以前に事業着手（契約含む）している複数年事業
- 令和7年度の事業内定前に事業着手（契約含む）した単年度事業

なお、採択方針については別紙のとおりとする。

- 同一の学校法人から複数の事業申請がある場合は、必ず優先順位を付すこと。また、令和7年度についても事務費については補助対象経費としないこととするので、その旨も併せて学校法人に周知すること。
- 申請額については、別添1「補助対象経費一覧表」及び別添2「複合施設における対象外経費算出方法」に基づき、精査すること。

4 採択方針について

令和7年度当初予算案に係る対象事業については、原則として、補助条件に合致していれば、申請額通りに採択を行う。

ただし、予算が不足する場合は、申請額に一律の割合を乗じて交付を行う。

【問合せ先】

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設整備係

TEL：03-5253-4111（内線2672）

E-mail：stiiki@mext.go.jp